

**埼玉県立和光特別支援学校**

**いじめの防止等のための基本方針**

**令和7年4月 改定**

**埼玉県立和光特別支援学校**

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめ問題等に向けての校内組織	2
第4 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」への対応	3
第5 年間計画	4

## はじめに

和光特別支援学校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめの防止等のための対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

### 第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員がいじめ問題等に意識を向け、児童生徒の障害の状況にかかわらず、児童生徒の実態把握を丁寧に行い、すべての在籍児童生徒が「安心・安全」に学校生活を送れるよう、企画委員会や生徒指導部、支援部、養護教諭を中心とし、以下の取組を計画的に実施し併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 教育活動全般を通して、命の大切さや集団生活のルールなど道徳心の育成を図る。
- (2) 生徒指導部では、児童・生徒会活動などを通して、児童・生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進し、人権教育の観点から「いじめ防止」「いじめ根絶」に取り組む。
- (3) 学級活動や、日々の授業を通して、障害や苦手さを克服し、社会の中で積極的に生きていこうとする強い気持ちを養うとともに、自己肯定感を高められるような支援を心がける。
- (4) 特別支援教育のセンター的機能として地域との連携を密にとり、いじめ防止等の支援に関する情報発信に努める。また諸機関や家庭との連携を促進しながら、共生社会の実現をめざす。
- (5) 家庭やPTAとの良好な関係の中で「親の学習」の推進を通して、いじめ防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
  - ア. 学校保健委員会や保護者会等の中で、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や子どもへの理解を深めるための講話等を行う。
  - イ. 特に発育測定や内科健診等を実施する際は全身の観察を丁寧に行う。  
など

## 第2 いじめ早期発見への取組

本校では、目指す学校像として「自分らしく、豊かに生きていく力を育む学校」を掲げ、その基本理念のもと、「安全・安心な学校づくり」を重点課題の一つとしている。

そのため、全職員がきめ細やかな実態把握や状況観察を心がけ、児童生徒の日々のささやかな成長や変化に気づき、担任集団やブロック・学部等で情報共有し喜び合い、心配な事柄には速やかに対応する意識をもつ。

また、各関係分掌は、以下の取組を実施していく。

- (1) 生徒指導部は、児童生徒対象「学校生活に関するアンケート調査」、保護者対象「学校生活に関するアンケート調査」をそれぞれ年2回（7月、11月）実施する。
- (2) 支援部は、コーディネーターを中心として、担任が連絡帳や保護者の訴えなどから不安があると思った場合には早期に相談にあたりるとともに、状況によって専門機関との連携を図る。
- (3) 保健部は養護教諭を中心として、児童生徒の健康観察を、日常的に把握に努め、児童生徒の相談窓口としてのみならず、保護者からの相談にも耳を傾け、寄せられた情報をもとに適切に対応する。また、精神性の疾患が疑われる場合、児童生徒の健康相談を行ない、必要に応じて、学校精神科医の診察を設定する。心療内科等の医療機関につなぎ適切な医療を受けられるよう支援する。

## 第3 いじめ問題等に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ防止対策委員会を設置する。

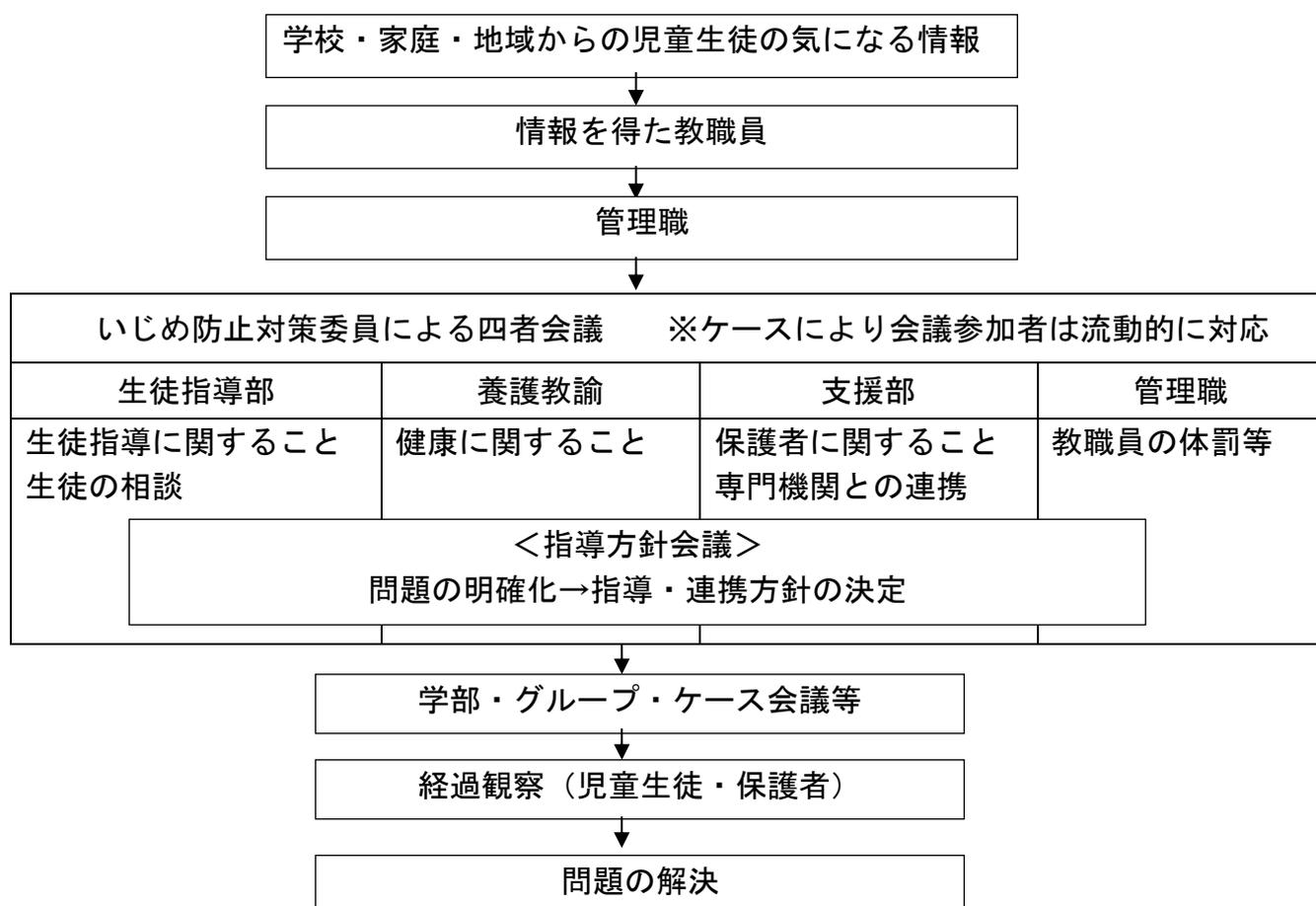
### 【構成員】

本委員会は、本校の校内支援委員会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導部、支援部、養護教諭、の中から、問題等の実情に合わせて充て、個々の事案に応じて学級担任、企画委員等が参加できるようにするなど柔軟な組織とする。必要に応じて、心理や福祉の専門家や行政機関、弁護士、医師、警察、PTA、地域の方など、外部専門家等の参加を図りながら対応していく。

### 【活動内容】

- ・ いじめ等の未然防止にかかる取組
- ・ 実態把握に基づき、いじめ等を発見または、疑わしいと気づいた場合に、個々の事案について対応を検討する。
- ・ 教職員、保護者への意識啓発の取組

[いじめ等に対する組織的対応図]



#### 第4 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」への対応

##### 【重大事態の意味】

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

たとえば、以下に示す状態あるいは同様の状態と判断した場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また「いじめられて重大事態に至った」という申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。「重大事態」について全職員が理解し第3のいじめ防止対策委員会において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。犯罪行為については直ちに警察と連携して対応する。

## 第5 年間計画

年間計画	
4月	
5月	家庭訪問・個人面談による情報収集
6月	いじめ等防止対策委員会 人権作文募集 児童虐待防止推進月間標語募集
7月	第1回学校生活に関するアンケート実施（児童生徒及び保護者対象） 人権教育研修（隔年実施）
10月	いじめ等防止対策委員会 個人面談による情報収集
11月	第2回学校生活に関するアンケート実施（児童生徒及び保護者対象） 生徒指導体制点検実施
12月	いじめ等防止対策委員会
2月	個人面談による情報収集
3月	個人面談による情報収集

＜通年実施＞  
 道徳などの授業  
 委員会活動（中学部以上）  
 行事を通じた人間関係作り  
 事案発生時緊急会議

※必要に応じて、学校保健委員会でいじめ防止関係の内容を取り上げることもある。